

日液協元第55号
令和2年3月13日

会 員 各 位

日本液化石油ガス協議会

高圧ガス保安法令の改正に伴う製造事業所の危害予防規程変更届の対応について
(お知らせ)

標記につきまして、高圧ガス保安法液化石油ガス保安規則の一部が2018年11月14日付で改正され、2019年9月1日に施行されました。

これにより、全ての充填所、オートガススタンド等の製造事業者は、既に規定している危害予防規程の変更を行い、届け出る必要があり、届出の期限は、経過措置期間である2020年8月31日までとなっています。

つきましては、全L協において、会員事業者の円滑な対応を促すことを目的として、危害予防規程変更手続きの解説および危害予防規程に追加すべき事項の記載例を作成いたしましたので、お知らせいたします。

なお、記載例につきましては、都道府県・市区町村等の高圧行政が監督行政庁であることから「【別添3】危害予防規程に追加すべき事項の記載例」1ページ目にある注意点に十分ご留意いただいたうえで、ご活用をお願いいたします。

【別添1】高圧法液石則改正箇所新旧対照表

【別添2】危害予防規程の変更届の手続きに関する解説について

【別添3】危害予防規程に追加すべき事項の記載例

※別添1～3は日液協ホームページ【日液協からのお知らせ】にも掲載していますのでご活用ください。

<http://www.nichi-eki.jp/>

【参考】本件に関する経済産業省のホームページによる周知

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2018/11/201811141000.html

以 上
発信手段：Eメール
担当者：飯田、高木